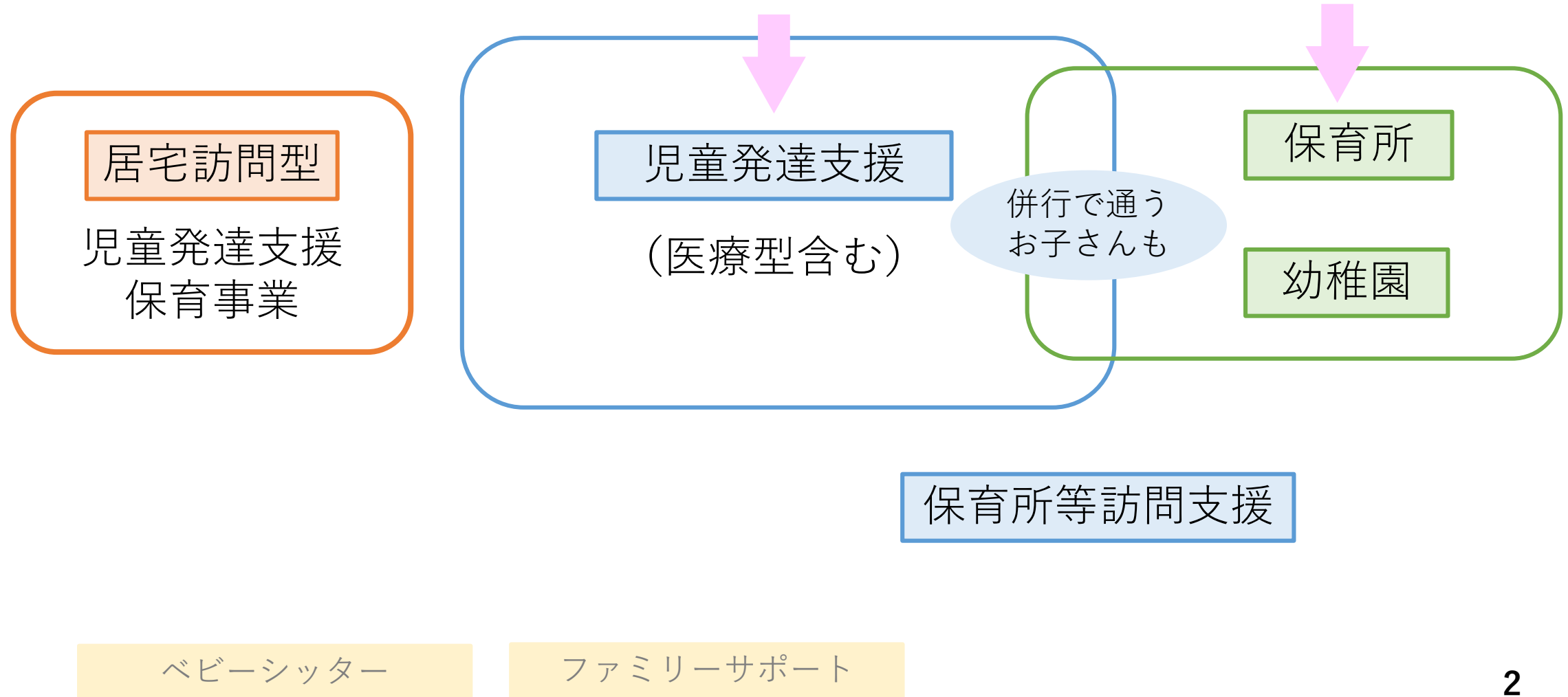


- ①乳幼児期の課題 ～乳幼児期の育ちをどう支えるか～
 - (1) 乳幼児期の社会資源
 - (2) 乳幼児期の課題～乳幼児期の育ちをどう支えるか～
 - (3) 児童発達支援事業所での取組み
 - (4) 保育所に係る東京都の施策
 - (5) 保育所での医療的ケア児の受入について
- ②世田谷区医療的ケア相談支援センターHi・na・ta
- ③東京都医療的ケア児（者）実態調査について

乳幼児期の社会資源

本日は、児童発達支援と保育所を取り上げます。



乳幼児期の課題 ～乳幼児期の育ちをどう支えるか～

～医療的ケア児の地域での受け皿を増やすためには～

対象	視点
受入先施設 	◎実施体制の確保と運営 ①安全管理の体制 ②医療職以外の関わり ③職場としての環境整備
医療的ケア児本人 	◎育ちの場としての支援 ①それぞれの児の成長を促すアプローチ ②インクルーシブの視点 (地域との交流や地域への移行)
保護者 	◎保護者支援 ①医療的ケア児の育児に関する不安への対応 ②就労希望への対応

社会福祉法人むそう



こどもケアセンターほっと大田

児童発達支援(ほわわ大田)

放課後等デイサービス(ぴゅん大田)

相談支援事業(ぴっと東京)

瀬 佳奈子

社会福祉法人むそう 法人概要

本部所在地：愛知県半田市天王町1丁目40-5

創業：1999年(事業開始)

設立：2004年(社会福祉法人設立)

資本金：1億円(社会福祉法人基本財産)

従業員：常勤61名、非常勤254名(2021年10月1日現在)

売上高：8億8,000万円(2021年度予算)

事業所：愛知県名古屋市・長久手市・知多地域、
東京都墨田区、世田谷区、品川区、文京区、大田区、
宮城県名取市



ふわり・むそうの理念

■ どのような援助があれば、ハンディのある方が、一人の市民として社会参加し、生きがいを持って、自己実現に向けた生活を送ることができるのでしょうか。

■ どのような援助があれば、ハンディのある方の家族が、ゆとりを感じ自分の人生を楽しみ、互いに愛し合うことができるのでしょうか。

■ どのような援助があれば、この街が、ハンディのある方もかけがえない存在であることを受け止め、共に生きる街になるのでしょうか。

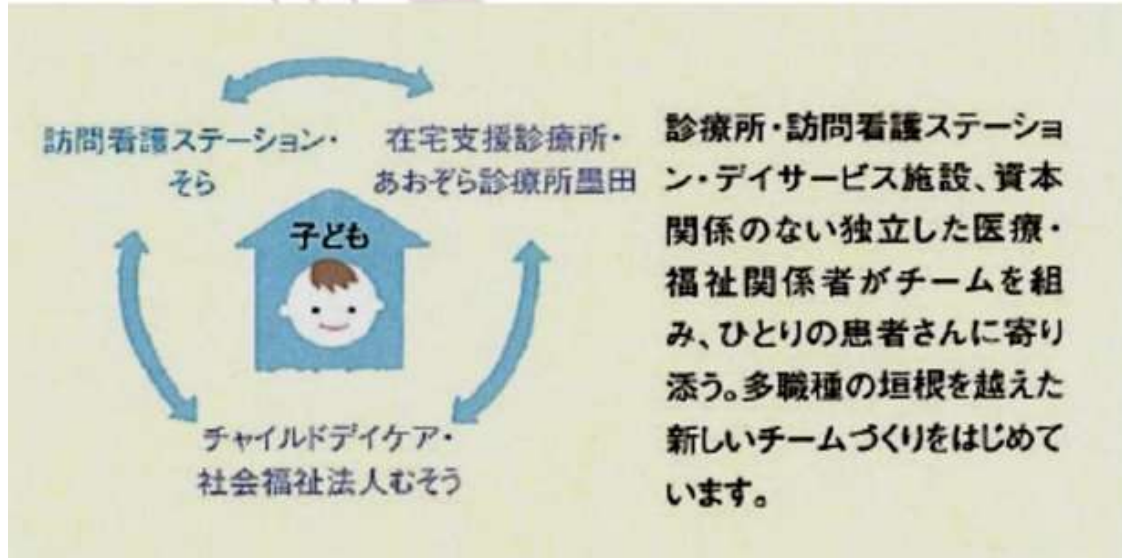
24時間365日、

必要な時に、必要な人に、必要なサービスを！
ずっと住み慣れたまちで暮らしていくために。

東京

(運営:ほわわ)(児童発達支援)

(墨田区:世田谷区:品川区:大田区の4カ所開所)



小児医療機関や施設の慢性的な不足等から、医療や医療的ケアが必要な状態にも関わらず、在宅に戻らざるを得なかった子ども達への訪問系サービス、児童発達支援事業・センターを「医福連携」で行います。





↑ほわわ墨田
出版社が使っていたビルに
広い風呂とトイレを後付け

ほわわ品川 ⇒
ビルテナント2階ワ
ンフロアーを改修



↓ほわわ世田谷
インターナショナルスクールがある
地域の外国人向け賃貸住宅の転用



↓こどもケアセンターほっと大田
児童発達・放課後デイ・相談支援
(ほわわ大田・ぴゅん大田・ぴっと東京)
大田区の建物。高齢者のデイサービスを改修。



医療的ケア児・社会資源移行・利用イメージ図



各ほわわの利用状況 (2021.10.1現在)

	ほわわ大田	ほわわ世田谷	ほわわ品川	ほわわ墨田
登録利用人数	13名	20名	20名	20名
利用者居住区	大田11名 目黒1名 世田谷1名	世田谷区18名 目黒区2名	品川区14名 目黒区2名 港区4名	墨田区10名 台東区3名 江東区5名 荒川区1名 江戸川区1名
歩ける医療的ケア児数	歩行可2人	歩行可5人 支えあり歩行・自力移動可2名	歩行可2名	歩行可3名
重症心身障がい児	9名	10名 うち医療的ケア7名	13名 うち医療的ケア11名	20名 うち医療的ケア19名
主に対応している医療的ケア	気管切開、胃瘻、人工呼吸器、経鼻経管栄養、エアウェイ	気管切開、胃瘻、人工呼吸器、経鼻経管栄養、導尿、経鼻酸素	気管切開、胃瘻、人工呼吸器、経鼻経管栄養、導尿、エアウェイ、中心静脈、経鼻酸素	気管切開、胃瘻、人工呼吸器、経鼻経管栄養、導尿、経鼻酸素、バイパップ、IVH

ほわわの方針

持って生まれた力を開く要素

- ふつうの育ちを知り、
本人の特性に合わせた
持って生まれた力を開
く療育
- 人生を生き切るための
自己実現に向けたライ
フステージ全体を見通
した支援
- 本人の想いを基本とし
た社会性の獲得のため
のアプローチ
- すでに割り引かれたこ
と(2次障がい)があると
したらその対応

乳幼児期の課題 ～乳幼児期の育ちをどう支えるか～

～医療的ケア児の地域での受け皿を増やすためには～

対象	視点	むそう取り組みポイント
受入先施設 	◎実施体制の確保と運営 ①安全管理の体制 ②医療職以外の関わり ③職場としての環境整備	・喀痰吸引の研修を受けるなど、介護職もできるケアは実施する。看護師はそれらを指導・マネジメント ・OJTを含めた研修の実施 ・緊急時の対応、連絡先を決める ・医療面の整理 ・支援方針
医療的ケア児本人 	◎育ちの場としての支援 ①それぞれの児の成長を促すアプローチ ②インクルーシブの視点 (地域との交流や地域への移行)	・成長・発達を知る。そのアプローチ ・食べる、排せつ、寝る、休憩、コミュニケーションなど ・本人主体 ・地域との交流 ・保育園、幼稚園との連携 ・学校との連携 ・相談支援
保護者 	◎保護者支援 ①医療的ケア児の育児に関する不安への対応 ②就労希望への対応	・子育てにする ・将来の見通しをもつ

【医療的ケアの対応について】

- 介護職も吸引、注入などを日常的に行う

⇒介護職にとって医療的ケアがこわいものでなくなる。子どもにあわせてケアができる。一人一人その子のことを知る。

⇒介護職ができること、できないこと、看護師の報告すべきことを理解する。

- 緊急時の対応

⇒気管カニューレ:バンドチェック、抜けてもどのくらい大丈夫か事前の情報、気管の構造的理解、緊急時のシュミレーション、本人の理解。

⇒吸引 ・ 注入

- 介助、支援の際のポイント、24時間の暮らしを知る。

- 保育園・幼稚園・学校にむけて

⇒食えること、排せつのこと、睡眠、休憩、コミュニケーションなど。

⇒医療的ケアの何が課題になっているか。

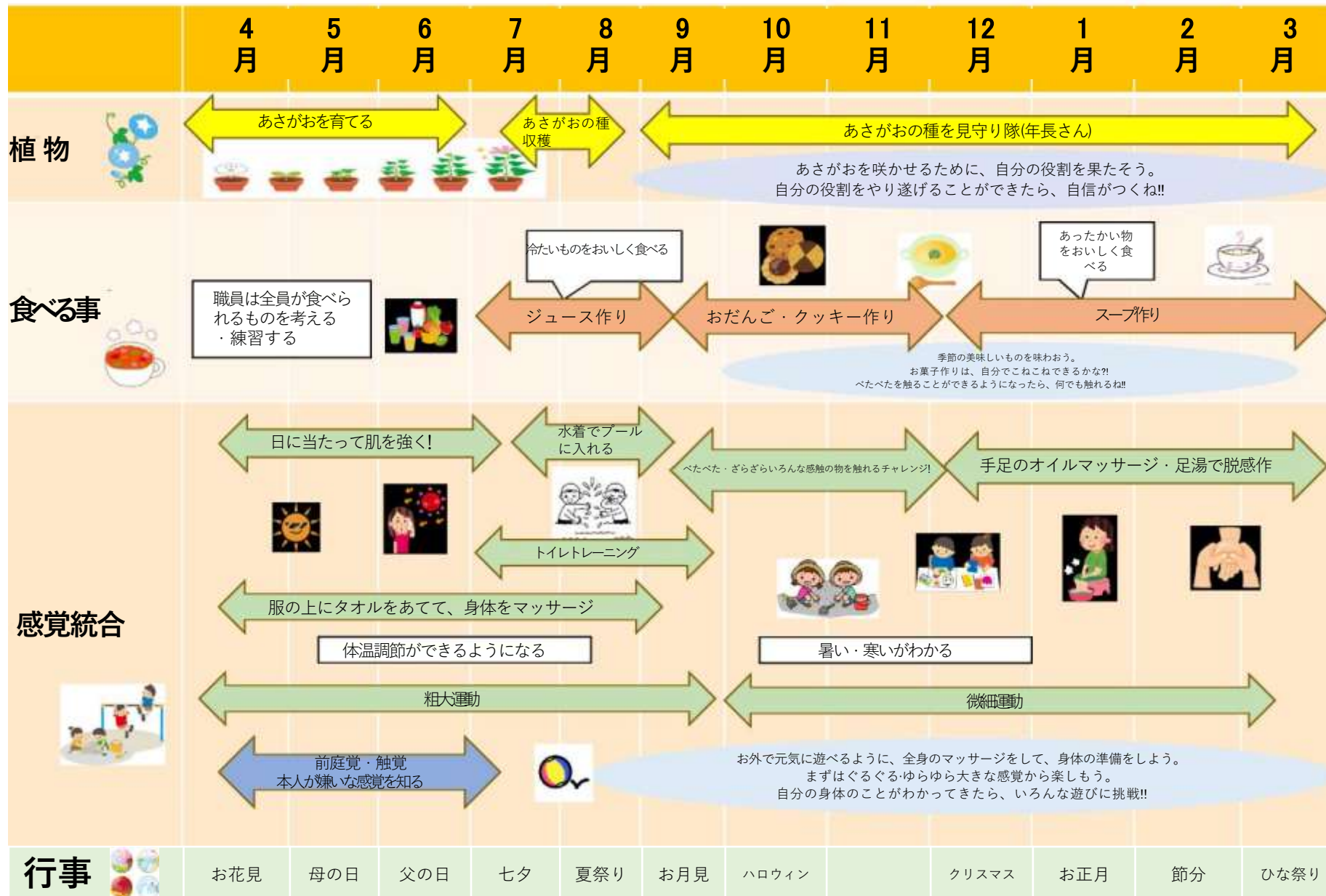
⇒普通の育ちを支える。

*安定した経営

*相談支援の重要性

*人材の確保と育成

ほわわの活動(年間) ～子どもの暮らし・生きる力を育む～



東京都における保育所に係る施策

	医療的ケア児保育支援事業 (国事業)	医療的ケア児支援事業 (都事業)	障害児受入促進事業 (国事業)
目的	人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を有する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	医療的ケアを行う看護師等を保育所等に配置し、医療的ケア児を保育所等で受け入れるための環境の整備を図る。	既存の保育所等において、障害児（医療的ケア児を含む。）を受け入れるため、施設の改修や設備の整備（備品の購入等）の費用の助成を行う。
対象	（１）対象児童 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると区市町村が認めた児童 （２）対象施設 保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所	対象施設は、左記に加え、認証保育所、家庭的保育事業所（都制度）、定期利用保育事業所（専用施設、一時施設）及び一時預かり事業所（緊急一時預かり） ※対象児童は左記と同様	障害児（医療的ケア児を含む）の受入れを予定している保育所等
補助内容	・看護師等の配置経費 1施設当たり5,320千円 ・研修の受講に係る経費 1施設当たり 300千円 ・ガイドラインの策定経費 1自治体当たり560千円 ・検討会の設置経費 1自治体当たり360千円 等	看護師等の配置経費 1施設当たり 5,400千円 ※医療的ケア児及び看護師が2名以上の場合は 10,800千円	改修や設備の整備（備品の購入等）を行う経費 1事業当たり 1,029千円

※上記の他、「広域的保育所等利用事業」（国事業）において、医療的ケア児を保育所等へ送迎支援するために必要な経費を補助

※集団保育が困難な医療的ケア児については、「居宅訪問型保育事業（国制度）」により、医療的ケア児の居宅において、保育者による1対1の保育を実施

保育所での医療的ケア児の受入について

- ①受入児の体調や様子
- ②預かり期間中の医療的ケア対応者
- ③受入に際し、園で行った準備
- ④保護者との情報共有は何をしたか
- ⑤受入児と他園児との関わり方
- ⑥受入に際し、行政から支援はあったか
- ⑦医療的ケア児支援法に対する周囲の保育園園長の反応は
- ⑧今後の受入に際し課題と感ずること

世田谷区 医療的ケア相談支援センター Hi・na・ta



世田谷区医療的ケア相談支援センター
管理者兼事業マネージャー 等々力 寿純

世田谷区の人口など



◆総人口 920,471人

(令和3年4月1日)

うち外国人 21,840人

世帯数 491,879世帯

面積 58.08km²

◆障害者数 39,005人

(手帳所持者と難病認定者数)

身体障害者 19,231人

知的障害者 4,292人

精神障害者 6,715人

難病認定者 8,767人

(令和2年4月1日)

0～17歳は612人で
全体の3.2%

「医療的ケアを要する障害児・者等に関する実態調査報告書」・世田谷区
(平成27年4月1日現在) 0歳から17歳の医療的ケア児数 127人

世田谷区の医療的ケア児数（令和3年4月）

母子保健活動により把握している人数と特別支援学校等に通う生徒数をあわせて180人

在宅の医療的ケア児の状況

☆平成26年11月に区と社会福祉法人が共同で実施した
「医療的ケアを要する障害児・者等に関する実態調査報告書」から浮彫になった課題

- ・ 相談先の不明確さ
- ・ 社会資源側の不安・悩み
- ・ 医療的ケアに関する相談支援専門員の質の向上
- ・ 災害時の備え
- ・ 本人・家族のネットワークづくり
- ・ 社会全体への普及啓発



世田谷区医療的ケア相談支援センターの創設

世田谷区医療的ケア相談支援センター概要



名称：世田谷区医療的ケア相談支援センター
愛称：Hi・na・ta（ひなた）

電話：03-3749-6955

住所：〒157-0074 世田谷区大蔵2-10-18

大蔵二丁目複合型子ども支援センター3階

運営日時：平日の月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(Hi・na・taの開所は当面火・木曜日)

委託元：世田谷区

委託先：社会福祉法人

全国重症心身障害児(者)を守る会

世田谷区医療的ケア相談支援センター -組織図-

運営委員会

- 学識経験者
- 医師
- 訪問看護ステーション
- 事務局（区）

医療的ケア相談支援センター

センター長

管理者

広報担当

センター事業
マネージャー

※現在、管理者が
業務マネージャーを
兼務

※現在、センター長が
広報担当を兼務

相談員

保健師

世田谷区医療的ケア相談支援センター事業



医療的ケアに関する専門相談支援



在宅生活支援プラン作成



施設への技術支援



相談支援専門員の人材育成・研修



災害時個別支援計画作成支援



医療的ケアの理解促進・情報発信



権利擁護

Hi・na・ta(ひなた) が目指すもの

医療的ケアについて
なんでも相談できる窓口として
困りごとや日々の思いを
気軽に話せる場として



ひとときゆっくり
ほっとできる場として
訪れる人をあたたかく包み
込むような場所

医療的ケアが必要な子どもと家族、また彼らを支える支援者などからの声にしっかり耳を傾ける。その中で現状把握に努め、対応が必要なことなどは区に提言するとともに、協力しながら、医療的ケアが必要な子どもとその家族を支える全体的な体制構築を目指す。